

# 第 1 回

## 笛吹市・芦川村合併協議会会議録

平成 1 8 年 3 月 1 日 開会

平成 1 8 年 3 月 1 日 閉会

第 1 回

笛吹市・芦川村合併協議会

平成 1 8 年 3 月 1 日

第 1 回 笛吹市・芦川村合併協議会

平成 1 8 年 3 月 1 日  
午後 1 時 0 0 分開議  
東八消防本部 2 階講堂

- 第 1 開 会
- 第 2 協議会規約について
- 第 3 委嘱状交付、委員紹介
- 第 4 会長・副会長あいさつ
- 第 5 来賓祝辞
- 第 6 役員・幹事・事務局職員の紹介
- 第 7 議 事
  - ( 1 ) 報告事項
    - 報告第 1 号 幹事会規程について
    - 報告第 2 号 専門部会規程について
    - 報告第 3 号 事務局規程について
    - 報告第 4 号 財務規程について
    - 報告第 5 号 会議傍聴規程について
    - 報告第 6 号 会議録等閲覧規程について
  - ( 2 ) 協議事項
    - 協議第 1 号 平成 1 7 年度任意協議会歳入歳出決算承認について
    - 協議第 2 号 平成 1 7 年度事業計画 ( 案 ) について
    - 報告第 3 号 平成 1 7 年度歳入歳出予算 ( 案 ) について
    - 協議第 4 号 協定項目について
    - 協議第 5 号 合併の方式について
    - 協議第 6 号 合併の期日について
    - 協議第 7 号 新市の名称について
    - 協議第 8 号 新市の事務所の位置について
- 第 8 その他
- 第 9 閉 会

開会 午後 1時00分

司会（保坂利定君）

開会に先立ちまして、あいさつを交わしたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまです。

ご着席ください。

3月に入りまして、春のにおいを少しずつ感じるころとなりました。

両市村の2月21日の議会で法定協への移行の議決をいただきました。

大変お忙しい中、県議はじめ、ご来賓をお迎えしての第1回の法定協の開催となりました。

本日の司会進行を務めさせていただきます、合併事務局の保坂でございますので、よろしく  
お願いいたします。

それでは、協議会規約につきまして、内藤次長よりご説明申し上げます。

事務局次長（内藤文子君）

笛吹市・芦川村合併協議会規約を説明いたします。

1ページをお開きください。

第1条 合併協議会の設置でございます。

笛吹市及び芦川村は、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する  
法律第3条第1項の規程に基づき、合併協議会を置く。

第2条は、合併協議会の名称についてでございます。

合併協議会は、笛吹市・芦川村合併協議会と称する。

第3条は、協議会の事務についてでございます。

合併に関する協議及び新笛吹市基本計画の作成、その他、合併に関し必要な事項等を定めて  
おります。

第4条は、協議会の事務所です。

第5条は、組織についてでございます。

両市村の委員さんは、任意協議会から法定協議会へそのまま移行するということですので、  
1号から5号委員さんの名簿は5ページに載せてございます。

めくっていただきまして2ページ、第6条の役員でございますが、第2項、第3項とも協議  
されまして、会長は荻野市長に、副会長は野沢村長にお願いしております。第4項の監事は2市  
村の代表監査委員をもって充てると定めておりまして、笛吹市は金井監査委員さん、芦川村は  
梶原監査委員さんをお願いしております。

第7条は、役員の職務について定めております。

第8条は、顧問です。

協議会に顧問を置くことができると定めておりまして、峡東地域振興局長の雨宮修さまにお  
願いしております。

第9条は、会議について。

第10条は、会議の運営についてですが、会議は原則公開とすることや、会議録の調製、会  
議の傍聴等を定めております。

3ページをご覧ください。

第11条、関係職員等の出席でございますが、協議会は必要に応じて、2市村の職員等を会議に出席させ、説明または助言を求めることができるとしておりまして、本日は、両市村の部長および課長が出席しております。

第12条 幹事会について、第13条 専門部会について、第14条は、事務局について定めております。

めくっていただきまして、4ページをお開きください。

第15条 経費についてでございますが、経費については折半ということが協議されております。

第16条 費用弁償等についてでございます。

第17条は、協議会の解散の場合の措置について、第18条は、その他の必要事項について定めております。

附則としまして、この規約は平成18年3月1日から施行する。

5ページは、選任されました両市村の委員さんの名簿。

めくっていただきまして6ページ、第6条ならびに第18条に関する方々の名簿でございます。

7ページは、ただいまご説明申し上げました規約の第12条から第14条の組織図でございます。

以上でございます。

司会（保坂利定君）

それでは、委嘱状の交付を行いたいと思います。

時間の関係がありますので、両市村の議長さんに委嘱状を申し上げまして、ほかの委員さんにつきましては、後ほどご紹介ということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

会長（荻野正直君）

龍澤敦 殿

笛吹市・芦川村合併協議会委員に委嘱します。

平成18年3月1日

笛吹市・芦川村合併協議会会長 荻野正直

野澤一男 殿

笛吹市・芦川村合併協議会委員に委嘱します。

平成18年3月1日

笛吹市・芦川村合併協議会会長 荻野正直

司会（保坂利定君）

それでは、委員さんの紹介をさせていただきます。

笛吹市より、職員代表ということで小宮山委員さんです。

同じく、職員代表で望月委員さん。

議会代表でありますけれども、中村委員さんは欠席ということでご承知おきを願いたいと思います。

議会代表で井上委員さんです。  
同じく、議会代表で志村委員さん。  
住民代表で鈴木委員さん。  
同じく、住民代表で吉原委員さん。  
同じく、住民代表で内藤委員さん。  
芦川村の委員さんの紹介をさせていただきます。  
職員代表で中村委員さん。  
同じく、職員代表で五味委員さんです。  
議会代表で霜村委員さんです。  
同じく、議会代表で宮川委員さん。  
同じく、議会代表で藤本委員さんです。  
住民代表で宮川委員さんです。  
同じく、住民代表で芦澤委員さんです。  
同じく、住民代表で野澤委員さんです。  
以上で委嘱状の交付、委員さんの紹介を終わらせていただきます。  
ここで、荻野会長よりあいさつをお願いします。

会長（荻野正直君）

皆さん、こんにちは。

本日は、大変お足元の悪い中、また、3月1日ということもございまして、大変行事の多い中、合併協議会にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

日程的に大変厳しゅうございますから、今申し上げたように大変な事情の中でございますけれども、ご無理を申し上げました。お許しをいただきたいと思えます。

さて、法定協議会に本日から移行するわけでありまして、1月に入りまして、事務所を立ち上げ、そして任意協議会で何回か会議を開かせていただいたり、あるいは、事務レベルで度重なる協議を続けてまいりました。

その結果、法定協議会へ移っていいだろうと、こういう結論をいただきまして、過日の2月21日、笛吹市ならびに芦川村それぞれの議会におきまして、ご議決をいただきまして、本日、法定協議会を開催する運びになりました。

これまでのご労苦に対しまして、心から感謝を申し上げたいと思えます。

この合併につきましては、芦川村さんからの強い要望をいただきまして、笛吹市のほうといたしましても、今、進んでおります国をはじめとする行財政改革、そういう流れの中で、芦川村さんの選択に対して、笛吹市もお応えできるような態勢、時間がかかりましたけれども、そういう態勢が整いつつある中でお受けすることにいたしました。

前にも、その話をさせていただきましたけれども、合併というのは大変苦しみを伴うものでございますし、よく住民の方たちにご理解をいただかないと、合併してから、こんなはずではなかったというような部分も多々あると思えます。

法定協議会に移行されましても、そういうふうなことを住民お一人おひとりに、十分にご理解をいただくようにご説明を、それぞれの立場でお願いを申し上げたいと思えます。

終わりになりますけれども、本日、大変お忙しい中を県議会議員の山下先生、そして峡東振興局の雨宮局長さん、県の市町村課の上島課長補佐さん、大変お忙しいところありがとうございます。

います。

私どもの、この合併につきましても、いろいろとお気付きの点もあると思います。ぜひともアドバイスをいただきながら、この合併がスムーズに進行できますことをご指導いただきますようお願い申し上げます、私のあいさつに代えさせていただきます。

本日は、誠にご苦労さまでございます。

司会（保坂利定君）

続きまして、野沢副会長、あいさつをお願いします。

副会長（野沢今朝幸君）

本日は、委員の皆さんご出席ありがとうございます。

また、山下県議さんはじめ、県の振興局の雨宮局長さん、あるいは県の担当の方、ご臨席いただきまして本当にありがとうございます。

まずもって、先ほど、市長さんのほうからご紹介がありましたように、21日に臨時議会で笛吹市のほうにおかれましても、法定協への移行ということを議決していただきまして、本当にありがとうございました。またそれは、今日、委員の方の中で住民代表ということで、ご出席願っている委員さんもおられるわけですが、何よりも笛吹市の市民の皆さんのご理解があったればこそと、感謝申し上げます。

本当にありがとうございます。

飯田龍太先生の俳句に、「白梅のあと紅梅の深空あり」という句があります。これは、ちょうど今の笛吹市の状況をうたっているようです。それに対して、もう1つ龍太先生の句で「一月の川一月の谷の中」、これは芦川の、1月はもう過ぎていきますけれども、まだまだ芦川は3月中旬くらいまで雪の降る状況です。そういう中で、非常に異質な地域が合併するというふうに、私は考えます。

合併には2つの効果があると思います。

笛吹市のほうで、先に合併した6町村の合併は、これは同質の効果、スケールメリット、あるいは特殊性を出していく。観光でしたら、石和・春日居が一緒になると、また、果樹でしたら、一宮から境川まで果樹地帯ということで、このスケールメリット、特性を出す。そういう中で、今申しましたように、芦川村と笛吹市の合併は異質の効果だと思えます。

例えば、笛吹市の観光に芦川が貢献できる。あるいは、芦川の過疎化に笛吹市のほうで応援してもらおうということだと思えます。

合併協議が、そういう効果を生む中で進められ、また、合併後もそういう効果が出てくる、それが合併の意義であろうというふうに思います。

そのへんに大きな期待をかけながら、法定協議会を自分ながらも一生懸命に進めていきたいというふうに思いますので、皆さんのご協力をよろしくお願いします。

今日は、本当にご苦労さまです。

司会（保坂利定君）

それでは、ここで、大変お忙しい中をご出席いただきましたご来賓の方々より、ご祝辞をいただきたいと思えます。

はじめに、前島議員よろしくお願ひいたします。

県議会議員（前島茂松君）

一言お祝いを申し上げさせていただきます。

本日は、笛吹市と芦川村の合併協議会が具体的に発足をする事になりまして、これから目途といたします日程に沿いまして、各般にわたった具体的なご協議の運びが、いよいよスタートをしていくということで、心からお祝いを申し上げる次第でございます。

私たちの笛吹市ならびに芦川村の地域は、豊かな自然、そして豊かな歴史文化を育んでおりまして、間もなく春の訪れとともに、梅、プラム、桜に続き桃の花、わがふるさと夢の花園の景観一色の素晴らしい、全国に誇る新市がこれから誕生、さらなる拡大をしていくわけでございます、本当にうれしい限りでございます。

町村合併の大きな流れは、地方の規模をしっかりと自治体で編成をしていただいて、自立への地方自治体をどうつくるかということが究極の目的であります。

間もなく、国のほうといたしましても、いままで取り組んできました交付税や補助金の体質を、基幹税の見直しを通じて地元で基幹税の一部をしっかりと受け止めていただいて、それによって、そのお金のいわゆる使い方を住民自身が間近で、やはり地域住民の盛り上がりを通じて、財政の効率的な運用を含めるなど、大きな将来の展望に向かっての動きであるわけであります。

どうか、そういう意味で大変、このスタート時の新市、そして芦川村を含めての取り組みにつきましても、当事者の皆さん方のご苦勞も多いわけですが、虚心坦懐、将来の悠久な歴史を展望していただきまして大きな、一致団結して協議会の運びがすべて円満にお進みいただきますことを、心から祈念をいたしまして、一言お祝いと発足にあたっての祝辞に代えさせていただきます。がんばってください。

よろしくお願いたします。

司会（保坂利定君）

ありがとうございました。

続きまして、山下県議よろしくお願いたします。

県議会議員（山下正樹君）

お忙しいところを、このようにたくさんの方々にお集まりいただきまして、正式に合併協議会が発足したわけでございます。

本当にご苦勞さまでございます。

今、前島先生からもお話がありましたように、また市長のほうからお話がありました。大変厳しい財政事情でございます。その中で、今年市の予算も255億円ということで、内訳を見ても、交付税また国庫補助金に頼っている部分が大変強い。そういうことを本当にこれから真剣に考えて、財政改革に取り組んでいかないと、なかなか、地方自治体が本当に成り立っていくのかということになっていくわけでございます。

こういうふうな合併、いろいろな部分で道州制の話もございまして、本当に総論賛成各論反対みたいな、そういった話ではなかなかものが進んでいかないかと思えます。

ぜひとも、市長のほうからもありましたように、合併してあとでがっかりしたというようなことがないように、皆さま方の積極的な、また建設的なご意見を交わした中で、素晴らしい合併をつくり上げていただくことを心から祈念をいたしまして、一言でございますが、お祝いの言葉に代えさせていただきます。

ご苦勞さまでございます。

司会（保坂利定君）

ありがとうございました。

それでは、県を代表いたしまして、当協議会の顧問であります峡東振興局長の雨宮修さま、お願いいたします。

峡東地域振興局長（雨宮修君）

ただいま、ご紹介いただきました峡東地域振興局長の雨宮でございます。

第1回の法定協にあたりまして、一言ごあいさつさせていただきます。

まず、最初に、私も本協議会の顧問という形でお引き受けしたところでございます。委員の皆さま方と共に、合併に向けて努めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、平成の合併も進みまして、本県におきましては、64市町村から29市町村と合併が進んできたところでございます。

こうした中、一方におきましては、合併新法に基づきます合併が進められておりまして、県におきましては、県の合併推進審議会の答申を踏まえまして、合併新法に基づく合併を進めているところであります。

こうした中、笛吹市、芦川村の合併は、まさに合併新法に基づく県内第1号の合併となることとなります。

どうか各委員の皆さま方におかれましては、短い時間でございますが、十分なご論議をいただき大願成就できますように、8月1日に向けて、さらなるご尽力をお願い申し上げます、簡単ではございますが、一言ごあいさつに代えさせていただきます。

本日は、ご苦労さまでございます。

司会（保坂利定君）

ありがとうございました。

ご来賓のご紹介をさせていただきます。

山梨県総務市町村課課長補佐であります、上島さまであります。

県関係のご紹介をさせていただきます。

市町村課の合併推進担当副主査であります、木村竹実さまであります。

峡東地域振興局副主幹であります、桜井順一さまであります。

それでは、ここで役員監事、事務局職員の紹介をさせていただきます。

はじめに、監事ですが、笛吹市の代表監査委員であります、金井監事さんです。

同じく、芦川村の代表監査委員であります、梶原さまであります。

続きまして、幹事になりますけれども、笛吹市の収入役であります、羽中田幹事であります。

笛吹市の総務部長であります、石川幹事であります。

芦川村の総務経営課長であります、原幹事であります。

事務局職員の紹介をさせていただきます。

内藤次長です。

成島リーダーです。

茂手木担当です。

早川担当です。

霜村担当です。

堀であります。

事務局長の保坂であります。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、県議の先生方は大変お忙しい状況ですので、ここで退席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

席の配置を若干変えますので、しばらく時間をいただきたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。

規約にのっとりまして、議長につきましては荻野会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議長（荻野正直君）

規約でございますから、議長を務めさせていただきます。

皆さま方のご協力、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日の議事のはじめは、報告事項から入っていきます。

報告第1号 幹事会規程について、報告第2号 専門部会規程について、報告第3号 事務局規程について、報告第4号 財務規程について、報告第5号 会議傍聴規程について、関連がございますから、一括して説明を求めます。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局員（茂手木昭博君）

それでは、報告事項の説明をさせていただきますが、報告第1号の幹事会規程から、報告第5号までの会議傍聴規程に関しましては、任意協議会のときの規程の一部を改正したものであります。

委員の皆さまにつきましても、任意協議会のときから引き続き委員をお願いしてありますので、修正箇所のみ説明とさせていただきます。

お手元の資料、9ページをご覧ください。

報告第1号 幹事会規程についてですが、趣旨として本規程を定める根拠条文が、「規約第11条第2項」の部分が、「規約第12号第2項」と修正されました。

これは、先ほど説明のありました、本協議会の規約で、顧問に関する条文を加えた関係で、以降の条文が繰り下げられたことに伴う修正です。

資料13ページ、報告第2号 専門部会規程をご覧ください。

これにつきましても、幹事会規程と同様の理由で、第1条中の根拠条文の部分が、「規約第13条第2項」に修正してあります。

資料17ページをご覧ください。

報告第3号の事務局規程ですけれども、これにつきましても同様の理由で、第1条中の根拠となる条文の部分が、「規約第14条第2項」に修正してあります。

資料23ページをご覧ください。

報告第4号 財務規程ですけれども、第2条中の1行目からを「規約第15条第1項」に修正してあります。

これにつきましても、先ほどまでの幹事会規程等と同様の理由による修正です。

資料の26ページの別表1をご覧ください。

第3款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、および第4款諸収入、第2項雑入、第1目雑入を追加してあります。

繰越金につきましては、本規程第2条第4項で会計年度に関して定めがされております。3月末日までと、4月以降の予算を別々に作成する必要があり、4月からの平成18年度予算を作成する際のことを見越して、款を設けてあります。

雑入につきましては、後ほどご協議いただきますが、任意協議会で打ち切り決算での予算残額を引き続き法定協議会で受け入れるために、項と目を設けてあります。

資料の27ページをご覧ください。

報告第5号の傍聴規程につきましては、前回の任意協議会のとくと修正箇所はございません。  
事務局員（早川郁君）

続きまして、報告第6号 会議録等閲覧規程について説明させていただきます。

資料31ページをご覧ください。

本規程は、合併協議会および幹事会会議録等資料の閲覧に関して定める規程になります。

朗読をして説明に代えさせていただきます。

（趣旨）

第1条 この規程は、笛吹市・芦川村合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第6項及び規約第12条第1項の規定に基づき設置される幹事会規程（以下「規程」という。）第7条第1項に基づき調製された、会議録及び会議に提出された文書（以下「会議録等」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（閲覧の請求）

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

（閲覧に供する会議録等）

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りではない。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項、その他閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部または一部については、閲覧に供しないことができるものとする。

3 規約第10条第3項により非公開とされた会議の会議録等は閲覧に供しない。

（閲覧の申出）

第4条 閲覧しようとする者は、会議録等閲覧申出書（別記様式）に必要事項を記載して提出しなければならない。

（閲覧の場所及び時間）

第5条 閲覧に供する場所は、協議会事務局の所定場所とし、閲覧時間は、当該事務局の執務時間内とする。

（会議録等の複写等）

第6条 閲覧者は会議録等を閲覧し、その内容を筆記により他に写すことができるものとする。

（閲覧の禁止）

第7条 閲覧申出書の内容に疑義のある場合、及び閲覧行為にふさわしくないと認められた場合は、閲覧を禁止または中止させることができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

報告事項については、以上6点ですが、施行期日につきましては、すべて平成18年3月1日となります。

議長(荻野正直君)

事務局より報告事項がございました。

これに関しまして、ご質問・ご意見等がございましたらちょうだいしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

それでは、報告事項は以上とさせていただきます。

それでは、次に協議事項に移らせていただきます。

本日の協議事項第1号でございます

平成17年度任意協議会歳入歳出決算の承認についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長(内藤文子君)

協議第1号 平成17年度任意協議会にかかわる決算につきましてご説明申し上げます。

33ページをお開きください。

歳入ですが、第1款負担金、第1項負担金で予算現額が250万円、収入済額250万円、これは2市村それぞれ125万円ずつご負担いただいたものでございます。収入未済額はありません。

第2款県支出金、第1項県補助金で予算現額250万円、250万円が収入未済額扱いとなっておりますけれども、今回は打ち切り決算ですので、実際には法定協議会において、年度内での歳入ということになります。

第3款諸収入、第1項諸収入は預金利子でございますが、予算現額1千円に対し、収入済額は1円となり、収入未済額が999円となります。

歳入合計は、予算額500万1千円に対して収入済額250万1円、収入未済額は250万999円となります。

歳出につきましては、打ち切り決算ということがありまして不用額が出ております。

まず、第1款総務費、第1項事業推進費については、予算現額298万円に対して支出済額はありませぬので、不用額が298万円となります。

第2項総務管理費については、予算現額174万5千円に対して支出済額が95万9,419円で、不用額が78万5,581円でございます。

第2款予備費、第1項予備費については、予算現額は27万6千円に対して、支出はなく、したがって不用額が27万6千円となります。

歳出合計は、予算現額500万1千円に対して支出済額は95万9,419円、不用額が404万1,581円となります。

34ページをご覧ください。

歳入金250万1円から歳出金95万9,419円を差し引きまして、歳入歳出差引残額は154万582円となり、これは法定協議会に引き継ぎまして、任意協議会決算剰余金という

取り扱いになります。

35ページは事項別明細書で、歳入につきまして具体的に内容を記述しております。

めくっていただきまして、36ページでございます。

歳出の各節ごとの予算額、支出状況、残額の説明でございます。

第1款総務費、第1項事業推進費、第1目協議会費については、第9節の旅費から第14節の使用料及び賃借料、第2項総務管理費、第1目事務局費については、第9節から第14節まででございます。

37ページになりますが、第2款予備費、第1項予備費、以上の構成となっております。

平成17年度歳入歳出決算の説明は、以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、監査委員より監査の結果を報告していただきます。

代表いたしまして、梶原監査委員さんお願いいたします。

監事（梶原吉男君）

報告いたします。

去る2月22日、笛吹市庁舎において金井監事と共に監査いたしましたところ、誤りのないことを確認しましたので、報告いたします。

以上。

議長（荻野正直君）

金井、梶原両監査委員さんありがとうございました。

1号議案につきまして、皆さま方からご質問・ご意見がございましたら、ちょうだいしたいと思います。

よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

それでは、承認とさせていただきます。

それでは、協議第2号 平成17年度事業計画（案）ならびに、協議第3号の平成17年度歳入歳出予算（案）につきまして、一括して説明をお願いいたします。

事務局からお願いします。

事務局次長（内藤文子君）

それでは、39ページをお開きください。

協議第2号 平成17年度事業計画（案）についてご説明申し上げます。

ちょうど年度末を迎えることから、平成17年度は今月、3月の1カ月だけの事業となります。

それでは、読み上げさせていただきます。

笛吹市と芦川村は、本年1月任意協議会を設置し、8月1日の合併を目指し、新笛吹市における事務事業等の一元化に向けた協議を行ってきました。

21世紀の地方分権の時代を迎えて、地方自治体を取り巻く厳しい環境変化や、少子高齢化、環境対策など新たな行政課題に対応する行政づくりと新たなまちづくりを目指し、住民と議会・行政が一体となって合併に向けた協議を行っていくことが重要です。

こうしたことから、2市村では法律に基づく合併協議会の設置について、2月21日に開催

された2市村の臨時議会の議決を経て、本日「合併協議会」を設置することとなりました。

本年度は、任意協議会で行ってきた協議を継承するとともに、次の事業を実施し、さらに合併に関する協議、住民への啓発、情報提供に努め、平成18年度へと継続していきます。

1. 協議会の開催
2. 幹事会、専門部会の開催
3. 新笛吹市基本計画の作成
4. ホームページの作成と広報活動
5. その他合併に関し必要な事項

めくって、40ページは8月1日の合併までのスケジュールでございます。

次に、41ページをご覧ください。

協議第3号 平成17年度合併協議会歳入歳出予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ404万円とするものです。

県支出金と任意協議会の決算剰余金を基に構成してあります。

まず、歳入ですが、第1款負担金、第1項負担金につきましては、任意協議会にて収入済ですので、今回の予算には入っておりません。

第2款県支出金、第1項県補助金については250万円を見込み計上しております。

第3款繰越金、第1項繰越金と、第4款の諸収入、第1項諸収入については、今回は計上しておりません。

第2項雑入については154万円を計上しております。この雑入については、先ほど承認いただきました任意協議会の決算剰余金でございます。

次に、歳出でございます。

第1款総務費、第1項事業推進費については341万6千円といたします。

第2項総務管理費については39万1千円といたします。

第2款予備費、第1項予備費は23万3千円といたします。

めくっていただきまして、42ページをご覧ください。

1の総括、2の歳入については、先ほどの説明のとおりです。

3の歳出ですが、その詳細を記載しております。

第1款総務費、第1項事業推進費、第1目協議会費の内訳は、第11節と13節で、主なものは印刷費と会議録の作成委託料等でございます。

次に、43ページになりますが、第1款総務費、第2項総務管理費、第1目事務局費の内訳は、第11節と14節で、主なものはそれぞれ燃料費、リース料等でございます。

第2款の予備費については23万3千円を計上しております。

平成17年度は今月の3月、1カ月の予算執行ということになります。

以上でございます。

ご協議よろしくお願ひ申し上げます。

議長（荻野正直君）

事務局より、2号議案、3号議案についての説明が終わりました。

皆さまからのご質問、ご意見等をいただきたいと思ひます。

いかがでございますか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということでございますから、ご承認をいただいたものといたします。

ありがとうございました。

次に、4号議案に移らせていただきます。

協議第4号 協定項目について、協議第5号 合併の方式について、協議第6号 合併の期日について、協議第7号 新市の名称について、協議第8号 新市の事務所の位置について、関連がございますから、一括して事務局より説明をお願いいたします。

事務局員（成島敦志君）

それでは、4号議案からご説明をさせていただきます。

今回、提出させていただいておりますこの件につきましては、第1回の任意協議会におきまして、まったくこの内容と同じものを出ささせていただきました。皆さまには全会一致で確認をしていただいているところがございますので、ただ、法定協議会という場で改めまして、ここを決定していただきたいということで、今回出させていただいております。

資料の45ページになりますけれども、合併に関する協定項目（案）ということでございますが、前の任意協議会におきまして、今回、あらゆる事務事業について調整をしていく、また、合併の基本的なものを決定していくという部分で、協定項目として皆さま方に諮って決定していただく部分と、また、事務的に調整をして事務的すり合わせ事項というようなことで、第1回の任意合併協議会において決定していただいているものもございまして、本協議会において決定していただく部分が協定項目でございますので、今回はその協定項目と、それから基本4項目という部分について出させていただいております。

この協定項目ですが、改めまして内容についてご説明させていただきますと、ここの1番から4番につきましては、既に確認していただいております「合併の基本4項目」といわれる方式、それから期日、名称、事務所の位置というような内容でございます。

それから、5番から8番につきましては、自治体そのものの存立にかかわる基本的な事項。

あと、9番から13番につきましては、合併を推進する、また、合併後の新市建設のために必要ではないかという部分で、地域審議会の取扱い。それから、議会議員の定数及び任期の取扱い、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い、地方税の取扱い、一般職員の身分の取扱い、この項目につきましては、合併特例法の中で特例措置が取られている項目でございます。

14番から26番につきましては、これは行政制度そのものの一元化にかかわる事項であります。

あと、27番、これが今後、皆さまに協議・決定していただきます新市の基本計画の取扱いでございます。

それから、協議第5号につきましては、合併の方式でございますが、合併の内容につきましては、東八代郡芦川村を廃し、その区域を笛吹市に編入する編入合併とする。

続きまして、48ページの協議第6号 合併の期日について。合併目標期日を平成18年8月1日とする。

49ページの協議第7号ですが、新市の名称について。新市の名称は笛吹市とする。

めくっていただきまして、50ページですが、協議第8号 新市の事務所の位置について。新市の事務所の位置については、次のとおりとする。

1. 新市の事務所の位置は当分の間、暫定的に笛吹市石和町市部777番地とする。
2. 現在の芦川村役場の位置に支所を置くものとする。

以上、協定項目それから基本4項目、協議第4号から8号まで一括して提出させていただきます。よろしくお願ひします。

議長（荻野正直君）

事務局より、協議第4号から8号までの説明が終わりました。

これに関しまして、ご意見・ご質疑がございましたらちょうだいしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようでございますから、原案どおり決定をさせていただきます。

ありがとうございます。

これをもちまして、本日の協議はすべて終了とさせていただきます。

その他何か皆さまのほうからございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

ないようでございますから、これをもちまして、本日の議事につきましてはすべて終了とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

司会（保坂利定君）

ありがとうございました。

ここで、次回からの予定ということになりますけれども、第2回の法定協は3月20日、1時半からこの場所ということをご予定しております。

内容につきましては、平成18年度事業計画あるいは予算（案）それから基本計画、それから協定項目の残りの23ということになります。これをご承認いただきたい。

事務的に専門部会で、今、順調に協議を進めております。今日は笛吹市の各部長さん、芦川村の課長さんにご出席いただいておりますけれども、特に20日は協定項目の説明もありますので、法定協議会につきましては各部長、各課長さんには随時出席をお願いしております。

20日は相当な時間がかかると予想されておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3回目の法定協を28日に予定しております。28日は午前中になりますけれども、今のところ予備日ということで設定しておりますけれども、28日に第3回の法定協を開く予定であります。

順調に協定項目が決定されますと、4月に入りまして、イベント等が終わった下旬になりますけれども、協定の調印をしていただきまして、臨時議会で廃置分合の申請をしていただき、議会で議決を経まして、審議会のほうへ議案承認をしていく予定でありますので、そんな予定でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、以上をもちまして第1回の合併法定協議会を終了させていただきます。

あいさつを交わします。

礼。

ご苦労さまでした。

ありがとうございました。

閉会 午後 1時50分

第 1 回 笛吹市・芦川村合併協議会 出席者

平成 1 8 年 3 月 1 日

【 笛 吹 市 】

荻 野 正 直  
龍 澤 敦  
小 宮 山 文 明  
望 月 健 二  
中 村 善 次  
井 上 一 己  
志 村 勢 喜  
鈴 木 貞 夫  
吉 原 五 鈴 子  
内 藤 秀 人

【 芦 川 村 】

野 沢 今 朝 幸  
野 澤 一 男  
中 村 長 年  
五 味 善 英  
霜 村 千 代 晴  
宮 川 正 夫  
藤 本 芳 政  
宮 川 武 久  
芦 澤 今 朝 光  
野 澤 茂 子